

7 資料

(1) 相模原市立図書館条例

相模原市立図書館条例

(昭和39年3月28日条例第31号)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
相模原市立図書館	相模原市中央区鹿沼台2丁目13番1号
相模原市立相模大野図書館	相模原市南区相模大野4丁目4番1号
相模原市立橋本図書館	相模原市緑区橋本3丁目28番1号

2 前項の相模原市立図書館の分館として、相模原市南区新磯野4丁目8番7号に相模原市立図書館相武台分館を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書資料 図書、文書、逐次刊行物その他これらに類する物をいう。
- (2) 図書館資料 図書資料及びビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料をいう。
- (3) 集会室等 図書館(相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館を除く。)の大集会室、中集会室、小集会室及びギャラリーをいう。

(館外貸出しの承認)

第4条 個人で図書館資料の館外貸出しを受けようとする者及び団体で図書資料の館外貸出しを受けようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(個人貸出しの資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に在勤し、又は在学する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める者

(団体貸出しの資格)

第6条 団体が図書資料の館外貸出しを受けることができるものは、市内にある官公署、学校、会社その他の団体とする。

(集会室等の利用の承認)

第7条 教育委員会は、図書館の業務に支障のない範囲において、集会室等を利用させることができる。

2 集会室等を利用しようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。承認された事項の変更をしようとするときも、同様とする。

3 教育委員会は、図書館の管理上必要と認める範囲内で前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の規定による利用の承認をしないものとする。

(1) 風紀を害し、公の秩序を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、集会室等の利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 利用の申請に虚偽又は不正があつたとき。

(2) 集会室等の利用の承認を受けたものが、第7条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により教育委員会が必要と認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、集会室等の利用の承認を受けたものがこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 図書館資料の館外貸出し又は集会室等の利用の権利は、これを譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限等)

第11条 教育委員会は、図書館の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。

(原状回復の義務)

第12条 集会室等の利用者(次項において「利用者」という。)は、集会室等の利用を終了したとき又は第9条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 図書館資料を故意又は過失により紛失し、又は汚損した者は、現品又はそれに相当する金額を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 図書館の建物、附属設備等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(図書館協議会の設置)

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、相模原市立図書館に相模原市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定数)

第15条 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員)

第16条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市の住民

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営等)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(平成24年3月27日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

※ 本条例は、相模原市例規集から一部抜粋。